

学校生活のルールについて

本校では「学校のルール」を定めています。学校のルールは、生徒や保護者の意見も取り入れながら、生徒一人ひとりが安全で安心して学校生活を送るために設けられています。また、ルールが存在する意味を考え守ることを通して、集団生活を送る上での基本的な社会性を身に付けてほしいと考えています。それは、将来、社会生活を充実して営む上での礎となります。

■ 服装について

制 服

夏期には、上半身は学校指定のポロシャツ（半袖または長袖）で生活します。冬期については、その上にブレザーを着用します。登下校の際は、ブレザーの上に学校指定のウィンドブレーカーなどの防寒着を着用してもかまいませんが、校内では防寒着を脱ぎます。また、制服の下に学校指定のセーター・ベストを着るなど健康に留意した対応をしましょう。なお、本校では、衣替えの時期設定はしていません。その日の天候や体調に合わせた着こなしをしましょう。ただし、式典の際は、ブレザー着用とします（1学期終業式・2学期始業式を除く）。



【 標準学生服 】

学校指定の上着（ブレザー）とスラックスまたはスカート（スカートの丈はひざ程度）、学校指定のポロシャツ

【 夏服 】

学校指定のポロシャツ（半袖または長袖）に、スラックス、スカートを着用する。

【 防寒着 】

冬期の登下校の際には、学校指定のウィンドブレーカーを着用してもよい。また、（高価なものでない）コート・マフラー・手袋等の着用が可能である（トレーナー・パーカー等は禁止）。ただし、防寒着は通学時に使用するという観点から、ロングのグランドコートや長いマフラーは危険が伴うため不可とします。なお、校舎内では防寒着を着用しません。

冬期において、朝礼や集会・式及び行事に出席する場合には、その日の天候により、防寒着着用の可否を指示します。ただし、原則として防寒着を着用しません。また、コートなどの着用は、学校指定のセーターやブレザーを着用し、さらに学校指定のウィンドブレーカーを着用してもなお寒さ対策が十分でない場合のみ認めます。

体操服

体育の授業や体育的な行事で使用する体操服は、以下の通りです。

学校指定の体操服

- ◆ 体操服（ジャージ上下：ネーム刺繍入り）
- ◆ ハーフパンツ ◆ Tシャツ（半袖）



靴・靴下

本校は、通学に使用する靴、校舎内で使用する学校指定の上靴、体育館で使用する学校指定の体育館シューズの3足制です。通学用の靴は、運動に適した靴とし、屋外での体育の授業でも使用しますので、運動靴とします（ただし、品物指定はしていない）。雨天の際は、雨靴を使用してもかまいません。上履きと体育館シューズは、学校指定のものを学校指定店で購入します。

なお、靴下の色は白・黒・紺と定めています（ワンポイントは可）。また、活動に適さないソックスは認めません（ルーズソックス等）。

名札

本校では、左胸に名札の着用をします。色は3色あり、学年によって異なります。

通学用カバン

学校指定のカバン（ボストンバック型またはリュック型）または、各自購入したリュック式のカバンを使用します。

再登校時の服装

本校では一旦下校した後は、原則として用事がない限り再登校しないことになっています。ただ、忘れ物などの用事で再度登校する必要がある場合は、私服ではなく制服または学校指定の体操服で登校します。

制服のリサイクルについて

本校では、PTAのボランティア活動で制服や体操服などのリユースを呼びかけています。卒業していない、サイズが合わなくなったなどの理由で不要になった制服や体操服などを必要な方に提供したり、校内で貸し出したりしています。寄付していただける方は、学校まで連絡をください。有効に活用させていただきます。

■ 持ち物について

持ち物全般

学校には、学校生活に必要なと認められた持ち物だけを持参しましょう（必ず記名すること）。授業や部活動に必要なものや給食で使用する箸など先生から指示のあったものです。なお、カバン等は自分のロッカーで、傘は学級毎の専用ボックスで管理します。

学校生活に必要なもの（不要物：携帯電話やゲーム機などの玩具等）を持参した場合は、下校時まで学校で預かるとともに、生徒に指導をした上で、保護者に返却します。

危険物の持ち込み

ケガ等につながる危険性のあるもの（カッターナイフ等）は、学校からの指示があった場合にのみ、持ち込みを許可します。なお、その際は、該当授業・場面でのみ使用を認めます。

現金の所持について

外部検定試験の申し込みなどで現金を持参する場合は、盗難・紛失防止の観点から、朝学活までに担任（または担当教員）に渡します。また、保護者の許可の下に現金をどうしても所持しなければならない場合でも、同様の扱いとし下校まで預かります。

- ☐ 物の貸し借りはトラブルの原因となります。人の物は断りもなく勝手に触ってはいけません。
- ☐ 本校で過去に起こった事故への痛切な反省から、「絶対に物を投げない」ことを徹底しています。

スマートフォンを含む携帯電話

本校では、スマートフォンを含む携帯電話の学校への持ち込みを禁止しています。学校生活には必要なもの（不要物）として扱っています。

ただ、家庭の事情等でどうしても持たせる必要がある場合には、その旨を事前に学校まで伝えてください。許可された場合は、現金などの貴重品と同様の扱いとし、朝学活までに担任（または担当教員）に預けます。下校時に返却します。

スマートフォンを含む携帯電話について（保護者の方へ）

ご家庭で携帯電話の購入を考えられる際には、携帯電話の危険性（有害サイトへのアクセス・「ネットいじめ」・「なりすまし」・携帯電話への過度な依存など）をしっかりと指導していただくとともに、「フィルタリング（有害サイトアクセス制限）サービス」に加入するなど、保護者の監督の下に、使用する環境を整えていただきますようお願いいたします。また、ご家庭で使用に関するルールを決めていただくことも大切なことと考えます。

■ 頭髪加工・化粧等について

本校では、頭髪加工や化粧は、学校生活でする必要のないことであり禁止しています。また、ピアスなどの装飾品についても、同様の扱いとし、不要物として指導しています。

頭髪加工・化粧等のきまり

- ◆ 頭髪は、学習や運動に適した長さ（活動しやすい髪型）が望ましい。男女とも頭髪は清潔に保ち、前髪が目にかからないようにする（目を傷つけないために）。
- ◆ カチューシャなどの髪飾りは不可とする。装飾性の高い物は不可とする。エクステ、ヘアーピース等は禁止する。
- ◆ 頭髪加工（脱色や染色など）は禁止する。頭髪加工が見られた場合は、本人から丁寧に話を聞きながら、より良い方向に改善できるよう指導する。

■ 器物破損について

生徒のみなさんが使用している校舎や机・教材備品などは、木津川市や市教育委員会を通じて、揃えていただいているものです。つまり、木津川市民をはじめとする多くの方々に支えられみなさんの学校生活が維持されているのです。器物破損した場合は、破損させた生徒に対して「物を大切にすることの大切さを指導します。なお、場合により、保護者に弁済をしていただくことがあります。ご了承ください。



地域の方々に支えられている泉中

学校生活に関わる指導について（保護者の方へ）

思春期は、心の成長過程で試行錯誤をする時期です。頭髪や化粧、服装や持ち物などに強い関心を示し、外見でしか自分を表現することができない状態に陥る場合もあります。例えば、頭髪加工をしていること自体がその生徒の課題の本質であると捉えるのではなく、学校生活に集中できない本質的な原因があるからこそ、頭髪を加工するという形で表出しているのだと考えます。

「人に迷惑をかけていないからいいのではないか」という表面的なことではなく、生徒の本質的な課題（悩み・苦しみ等）に迫る指導を行います。

また、上級学校への進学や就職を実現するという観点からも、清潔感のある身だしなみで筆記試験や面接に臨むことは非常に大切なことです。

指導を進める際には、保護者の方と連携を図りながら進めていきます。